

【第1号議案】 第6条

本会は、次の役員・会計監査・部長・委員長を置く。

1. 会 長	1名(P)	6. 委 員 長	1名(P)
2. 副 会 長	2名(P)	7. 顧 問	5名(T)
3. 書 記	2名(P)	8. 補 導 委 員	1名(P)
4. 会 計	2名(P)	9. 会 計 監 査	2名(P)
5. 部 長	2名(P)		



本会は、次の役員・会計監査・部長・委員長を置く。

但し、役員の候補者が人数に満たない場合はこれに限らず、役職を兼務できるものとする。但し、会長と副会長は兼任できない。また、会計監査は他のどの役職とも兼任できない。

部・委員が休止のときは、部長・委員長は欠員とすることができる。

1. 会 長	1名(P)	6. 委 員 長	1名(P)
2. 副 会 長	1名以上(P)	7. 顧 問	5名(T)
3. 書 記	1名以上(P)	8. 補 導 委 員	1名(P)
4. 会 計	2名(P)	9. 会 計 監 査	2名(P・T)
5. 部 長	3名(P)		

解説

くじ引き等しなくてもいいように、役員数を最低限に。もちろん、人数が少なればできることも限られてくるので、これまでとは違い、「その年度の人数・メンバーで できることをする」スタンスになります。

【第2号議案】 第11条

役員及び部長に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員総会にはかり補充することができる。補充された役員及び部長の任期は、前任務者の残任期間とする。



役員及び部長に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員総会にはかり補充することができる。補充された役員及び部長の任期は、前任務者の残任期間とする。また、会員資格を有している保護者であれば、学年を問わず年度の途中で役員に立候補することができる。この場合、立候補者については既存の役員内で内定し、臨時総会によって承認を得て決定する。

解説

今までは年度末に次年度の役員を決めていたけど、途中からでも立候補できるようにしました！転入生や新入生の保護者さんでも、興味があれば役員になれるので、情報収集やママ友づくりもしやすいです！

【第3号議案】 第13条

本会は、次の専門部・委員会を置く。

1. 学年部 令和6年度休止
2. 愛護部
3. 広報人同部
4. PTA役員選考委員会



本会は、次の専門部・委員会を置く。

1. 学年部 令和6年度より休止
2. 愛護部 令和7年度より休止
3. 広報人同部 令和7年度より休止
4. PTA役員選考委員会 令和7年度より休止

解説

全ての部を休止にしました。

学年 PTA、パトロール、広報誌 等…どの部も子どもたちのために
できることがあったので残念ではあるけど、「年度初めのくじ引きが
嫌」「くじの当選率が高すぎる」「共働きできつい…」等の声が長年
あったので、まずは保護者の負担をなくすことを優先に考えよう！と
いうことになりました。

PTA 役員選考委員も、くじ引き等はしない方針で、立候補者を
募るだけなら役員部が窓口になればいい、という考えで休止に。

【第4号議案】 第14条

専門部の任務は次の通りとする

- 愛護部…地域の社会教育と連携しながら生徒の愛護に関する事業を計画実施する。
- 広報人同部…広報誌を発行し、PTA活動状況を広報する。
- PTA役員選考委員会…次年度の役員を選出する。



専門部の任務は次の通りとする。

活動休止中の専門部の任務は、役員部が必要に応じて引き継ぐこととする。

- ・学年部…会員相互の教養の向上と親睦を高めるために、学級PTA、学年PTAを計画実施する。
- ・愛護部…地域の社会教育と連携しながら生徒の愛護に関する事業を計画実施する。
- ・広報人同部…広報誌を発行し、PTA活動状況を広報する。
- ・PTA役員選考委員会…次年度の役員を選出する。

解説

各部が休止の間も、もしかしたら、「学 P みたいなことしたいね！」とか
「パトロール大事！」とか「広報誌を発行しようよ！」とかって話が
出てくる可能性もあるので…

部が休止の間は、その年度の役員部が話し合いで各部の任務を担う
ことができるように、付け足しました。

【第 5 号議案】 第 24 条

制服検討委員会については、内規に基づいて会の運営にあたる。

「内規」

3. 本検討委員会は、次によって組織する。

委員長……会長 顧問……3 名

委 員……副会長（2 名）書記・会計（各 2 名）

各専門部長（2 名）

P……12 名 T……3 名 合計 15 名



制服検討委員会については、内規に基づいて会の運営にあたる。

「内規」

3. 本検討委員会は、次によって組織する。

委員長……会長 顧問……3 名

委 員……副会長 書記・会計

各専門部長

P……2 名以上 T……3 名 合計 5 名以上

解説

制服検討委員会は、制服の生地が変更になるときや、価格変更の際に、担当の先生と保護者の代表でその確認をする場。といったところです。

役員部の人数を減らし、部も休止となれば、必然的に検討委員会の人数は減りますが、制服を変える権限を持っている会とかではないので、ご安心を。

子どものために安全が保障されている製品かどうか、適正な価格かどうか、等を確認して検討します。

【第 6 号議案】 第 29 条

会費は、1 生徒あたり月額 300 円とし、年間 11 カ月の徴収とする。



会費は、1 家庭あたり月額 300 円とし、年間 11 カ月の徴収とする。

解説

今までは兄弟の人数分だけ会費がかかっていたけど、兄弟が何人いても会員になってくださっている保護者さんは各家庭で 1 名なので、会費も家庭数に変更します！

今回の会則改定案の大きなポイントは「保護者の負担を減らすこと」を目的としている点です。

負担を減らすことで、続けやすい PTA にしたい。という思いから、こういった改定案が生まれました。

もっと本音を言うと、「負担のない PTA にしていくから会員をやめないでー！」という思いがあります。皆さんが会員でいてくれるだけで、その会費で子どもたちのためにできることがあるからです。

ただ、今回の案が通って役員部の人数が減り、他の部も休止となると、いろんな行事の「手」は足りなくなります。

今後は、その都度、「誰か手伝える人いませんか？」って聞きます。あまりにも手が足りないと、恒例行事も休止することだって、あり得るので…

もちろん、無理には言いません。手伝えそうかも！って思ったら、ちょっとでいいので手を貸していただけると、子どもたちのためにできることが存続できて嬉しいです。

今後も高須中学校 PTA をよろしくお願いします♪

PTA 役員部一同